

## 鹿角市公告第13号

下水道法第4条第1項の規定により、鹿角市公共下水道（湯瀬処理区）事業計画を変更するので、同法施行令第3条の規定に基づき次のとおり告示し、当該公共下水道計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該公共下水道事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに鹿角市長に意見書を提出することができる。

### 1 公共下水道事業の種類

鹿角市公共下水道（湯瀬処理区）事業

### 2 事業計画

#### (1) 追加する事業地

なし

#### (2) 変更する事業地

なし

### 3 事業施行期間

自 昭和63年11月28日  
至 令和3年3月31日（変更前）  
至 令和8年3月31日（変更後）

### 4 縦覧場所

鹿角市役所建設部 上下水道課

### 5 縦覧期間

自 令和3年2月19日  
至 令和3年3月1日

令和3年2月19日

鹿角市下水道事業  
鹿角市長 児玉 一